

○東かがわ市公正入札調査委員会設置要綱

平成15年4月1日訓令第37号

(設置)

第1条 市の建設工事等の入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、入札談合に関する情報に対する的確な対応を行うため、東かがわ市公正入札調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会においては、建設工事等について入札談合に関する情報があつた場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 公正取引委員会への通報、事情聴取の実施、入札の延期その他の入札談合に関する情報があつた場合の対応

(2) 前号に掲げるもののほか、入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応
(組織)

第3条 委員会は、会計管理者を委員長とし、総務部長、事業部長、市民部長、総務課長、農林水産課長、建設課長及び都市整備課長をもって構成するものとし、必要に応じて委員長代理を置くことができるものとする。

(会議)

第4条 委員会は、入札談合に関する情報があつた場合又は職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合には、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

(意見の聴取)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、総務部総務課に置くものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年1月1日訓令第4号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月28日訓令第7号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月21日訓令第15号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成26年11月25日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日訓令第7号)

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。